

(株) ケアネット熊谷サービスセンター指定介護予防・日常生活支援総合事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、(株) ケアネットが開設する指定介護予防・日常生活支援総合事業所「株式会社ケアネット熊谷サービスセンター」(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防・日常生活支援総合事業通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態又は事業対象にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し適正な指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供とすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従事者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練並びに運動器機能向上を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりにする。

- (1) 名称 株式会社ケアネット熊谷サービスセンター
- (2) 所在地 熊谷市中奈良 1224 番地 19
- (3) 事業単位 1 単位
- (4) 定員 4 5 人(通常型)

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人(常勤兼務 1 人)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1 人以上
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成 関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 看護師 1 人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 7 人以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1 人以上
機能訓練指導員は、日常生活の営むのに必要な機能を改善し、又は減退を防止するた

めの訓練を行う。

(6) 事務職員 1人以上

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し、12月30日～1月3日は除く)

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時50分

(3) サービス提供時間 午前8時30分～午後4時45分

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定介護予防・日常生活支援総合事業の留意事項は次のとおりにする。

(1) 指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、次条第1項に規定する指定介護予防・日常生活支援総合事業計画に基づき、利用者の機能訓練、運動器機能向上及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

(2) 指定介護予防・日常生活支援総合事業従事者は、指定介護予防・日常生活支援総合事業提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 指定介護予防・日常生活支援総合事業は常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、運動器機能向上、その他の必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(指定介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成)

第7条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練、運動器機能向上等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定介護予防・日常生活支援総合事業計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の指定介護予防・日常生活支援総合事業計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 指定介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4 指定介護予防・日常生活支援総合事業従事者は、それぞれの利用者について、指定介護予防・日常生活支援総合事業計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し、記録する。

(指定介護予防、日常生活支援総合事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、入浴、食事、機能訓練、運動器機能向上、送迎等があり、指定介護予防・日常生活支援総合事業の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスである時は、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に関する費用は、通常の地域をこえたところからその実費(24円/km)を徴収する。

(2) 指定介護予防・日常生活支援総合事業に通常要する時間を越える指定介護予防・日常生活支援総合事業であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定介護予防・日常生活支援総合事業に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用。

(3) 食費 730円

(4) おむつ代 実費

(5) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、熊谷市と深谷市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を受ける際、サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の注意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（業務継続計画の策定等）

第11条 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（緊急時における対応方法）

第12条 通所介護員等は、指定介護予防・日常生活支援総合事業の実施中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が発生したときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行い、管理者に報告しなければならない。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

3 指定介護予防・日常生活支援総合事業者は、利用者に対する指定介護予防・日常生活支援総合事業通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第13条 事業所は非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な総合訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生

的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（苦情処理）

第15条 提供した指定介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護に対する基本方針（プライバシーポリシー）」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

（虐待の防止）

第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 事業者における虐待の防止のための指針を整備すること。

3 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 指定介護予防・日常生活支援総合事業通所介護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後2ヶ月以内

2 継続研修 年1回

(2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を徹底する。

(4) この規定に定めるほか、運営に必要な事項は（株）ケアネット代表取締役社長と事業

所の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 1月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。